

## 那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託 仕様書

この仕様書は、那珂川市が実施する「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託」（以下「業務」という。）の内容及び受託者が業務履行において特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解した上で、確実に業務を履行しなければならない。

### 1.委託業務名

那珂川市活力あるまちづくり促進業務

### 2.委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 3.業務の目的

本市は、昭和50年以降、急速に人口増加が進み、平成30年10月1日に那珂川町から那珂川市へと市制施行を行った。しかしながら、全国的な人口減少・少子高齢社会の到来は、那珂川市も喫緊の課題となっており、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力低下など、深刻な課題が拡大することが懸念されている。

そのような中、令和元年7月より令和3年3月までの約1年半において、地域資源を活用した市民の主体的な活動を支援する「活力あるまちづくり促進事業」（以下、「第1期事業」と言う。）を実施した。那珂川市においても、様々な課題を抱える中、本市の魅力を市民とともに作り上げ、市民の本市に対する誇りや愛着を醸成するとともに、市外に対し本市の魅力を積極的にアピールしていくことが不可欠である。

第1期事業では、市民・団体から多くの相談を受け、地域活性化や女性の活躍、ソーシャルビジネス等の活動に発展させた。本事業では、市民の活力あるまちづくりへの参加機会を増やした他、各種情報の提供、参加意欲をさらに発展させていく。「市内での活動」や「活動の連鎖」を誘発するとともに、市民や市外に対して、「活力あるまち 那珂川市」という地域ブランディングを浸透させることを目的とする。

### 4.基本的な考え方

第1期事業では、相談者となる市民や団体が持っている思いやアイデアを発掘し、相談者との面談を繰り返し、市民の主体的な活動を後押しするための伴走型の支援を実施してきた。また、相談者同士や応援者を繋げることにより「応援と活動の連鎖」を発生させ、まちの活力を高めてきている。その第1期事業を通して、活力あるまちづくりの意味、促進の意義を「市民一人ひとりがやりたいこと（まちを良くしたい。という夢や希望）を実現しようと、生き生きと動き続けている状態をつくること」と定義づけている。

本業務においては、第1期事業で培った資産（相談者等の人材や地域資源）等を活用するとともに、新しい人材や地域資源等とをつなげ合わせることで、さらなる相談者の増加と、那珂川市が抱える課題解決へと繋がる取り組みへと発展させることとする。

さらに、福岡市等の他の福岡都市圏や佐賀県吉野ヶ里町と隣接している立地的な特性を

活用し、市外の人々との関りを深め、那珂川市とのつながり（関係人口）を増やすことで、市外の資源も活用し、那珂川市の課題解決を行うことも一つの手段とする。そのため、那珂川市の課題解決に繋がるものと期待できる場合は、市外からの相談者の受け入れも可能とする。

## 5.業務内容

本業務の内容は、下記に掲げるとおりとする。

### (1) まちづくり活性化支援のサポート及び課題の整理

- ① 那珂川市の現況に関して、魅力や動員できる資源、市民意識、課題、周辺地域との関係性などの観点から整理を行うこと。また、地域活性化に取り組む市民、地域団体等が抱える課題に対しての相談やサポート、アドバイス等のコンサルテーション業務を対面（リモートも可とする）で年間を通して実施する。コンサルテーション業務は月に最低4日実施できる体制を整えるものとする。

#### <提案を求める事項>

- ・ 那珂川市の現況について理解し、整理を行う手法を明確にすること。
- ・ コンサルテーション業務をどのような手法で行うのか明らかにすること。
- ・ 本市におけるまちづくりに関する取り組みについて、どのような手法で情報収集を行うのか明らかにすること。

- ② コンサルテーション業務については、第1期事業の相談者の中から継続して相談を受けるものと、新規の相談を受け入れるものとする。新規の相談については、市内外問わず本市の活力の増加に寄与する相談を広く募ることとし、相談を受け入れる体制を整えること。

継続した相談及び新規の相談のどちらも、受け入れる相談については、地域づくり課と協議の上、決定することとする。

#### <提案を求める事項>

- ・ 新規の相談を広く募るための手法を明らかにすること。
- ・ 事業期間内で何件の相談を受け入れるのか明らかにすること。
- ・ 相談の受け入れ態勢、受け入れる相談の選定までのフローについて明らかにすること。

- ③ 市内外を問わず、本市のまちづくりに興味を示す大学・企業・専門家・まちづくりに関心のある個人・団体、行政等とのネットワークを構築し、積極的な関係づくりに努め、交流を図り、関係人口の増加に取り組むこと。

#### <提案を求める事項>

どのようなネットワークを構築する考えがあるか明らかにすること。また、そのネットワークにより、本市のまちづくりにおいてどのような効果が期待できるか考えを明らかにすること。

## (2) セミナー・ワークショップ等の企画・実施

- ① 市民・民間企業・地域団体・行政等を対象とした、まちづくり活動や本市の魅力向上に関するセミナー、ワークショップ等の交流の場を企画・実施し市全体のまちづくりに対するスキルアップの機会づくり、モチベーションの高揚等を図ること。

### <提案を求める事項>

セミナー、ワークショップ等の内容や実施回数、企画等の詳細を明らかにすること。

## (3) 市民の主体的な活動の輩出

- ① 地域資源を活用した市民の主体的な活動の輩出

### <提案を求める事項>

- ・市民の主体的な活動をどのように輩出させるのかを明らかにすること。
- ・相談の中から、事業期間内に何件輩出するかを、明らかにすること。  
(KPI指標の第1フェーズとして設定すること。)
- ・設定したKPIに到達した結果、本市の活力あるまちづくりにどのような効果をもたらすのかを明らかにすること。

- ② 那珂川市の課題解決につながる市民の活動の輩出

### <提案を求める事項>

- ・那珂川市の課題について明らかにするとともに、どのようにしてその課題解決に繋がる市民の活動を輩出するか明らかにすること。
- ・課題解決につながる活動を業務期間内に、何件輩出するかを明らかにすること。  
(KPI指標の第2フェーズとして設定すること。)
- ・設定したKPIに到達した結果、本市の活力あるまちづくりにどのような効果をもたらすのかを明らかにすること。

## (4) 事業効果の見える化

- ① 本業務の取り組み状況については、その過程についても情報発信の対象とし、話題づくりに努めること。情報発信にあたっては多様なメディアを活用し、本市の状況や地域資源が市内外に広く認知されるよう効果的な情報発信ができるように工夫すること。
- ② 年度ごとに市民の活動を対外的に発信する機会を設けること。
- ③ 業務終了後に活動を行った市民を紹介する人材リストを作成すること。
- ④ 情報発信にあたり、写真等で市が所有しているものについては、市から提供可能である。

### <提案を求める事項>

- ・相談者の活動報告ならびに、情報の発信について3カ年での計画を明らかにすること。
- ・本事業の取り組みをどう発信するのか、メディアを活用した広報活動の手法を明らかにすること。

- ・市内、市外それぞれに効果的に発信するための手法を明らかにすること。
- ・本市の職員に対して、本事業の魅力が伝わる情報発信の方法を明らかにすること。

#### (5) 『持続的に活力あるまちづくりを促進させるための方策』の見直しについて

- ① 本業務を通じて得た、新たな発見や方策等を盛り込み、令和2年度に提出されている『持続的な活力あるまちづくりを実現するための方策』を見直し、その提案書を提出すること。

##### <提案を求める事項>

どのような手法を用いて持続的な「活力あるまちづくり」を実現するか明らかにすること。

#### (6) その他、特記事項

- ① 本事業を遂行するに当たっては、主管課（地域づくり課）の担当職員と十分な連携を図ること。また、団体や市民等へ向けに行うアドバイスやサポートの内容についても、主管課と協議を行った上で実施すること。
- ② 本事業を遂行するに当たっては、業務内容に示した業務を単一的に実施するのではなく、各事業を有機的に連携させることで、より事業効果を高めること。
- ③ イベント等を実施する際には、参加者が安全に参加できるよう適切な安全管理・危機管理を行うこと。
- ④ イベント等の実施にあたり、参加者から適切な参加費を徴収することを妨げない。なお、当該、参加費は受託者の収入とし、委託料の返還の対象としない。

##### <提案を求める事項>

業務委託期間内のスケジュールを明らかにすること。

#### 6.その他の要件

- (1) 本業務を進めるにあたっては、市内、市外を問わず、市民や関係団体、民間企業など多様な主体が参画できる方策を用いること。
- (2) 本業務及び関連事業の相乗効果をもたらすよう、本市の関連する部署や他の委託業者等と連携・連動を図ること。
- (3) 本業務において、次年度以降も実施する取り組みについては、継続性及び発展性の高い内容とすること。
- (4) 本業務の進捗状況を確認するため、定期ミーティングの他、月1回程度書面による業務報告を行うこと。ただし、その方法等の詳細については市と受託者で協議を行い決定するものとする。
- (5) 本業務を進めるにあたって、男女共同参画等、ダイバーシティ（多様性）の概念を念頭におき、多様な人材に富んだ体制を整えること。

## 7.留意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めるなど、適切な人員配置のもとで進め、本業務の目的達成に向け努力すること。また、この人員配置については業務の進捗状況、本市との協議等を踏まえ常に十分な体制が確保できるよう機動性のある対応を心がけること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。
- (6) 契約締結後、提案に基づく事業計画書を作成し、市の承認を受けること。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、那珂川市個人情報保護条例等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (9) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (10) 成果品の所有権、著作権、利用権は、全て発注者に帰属するものとする。
- (11) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者はすみやかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 8.成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務報告書  
数量：印刷物2部とPDF形式及び原形式の電子データ 一式
- (2) 人材リスト 一式
- (3) その他、取材・撮影・記録・広報ツール等 電子データ 一式
- (4) 『持続的な活力あるまちづくりを実現するための方策』を見直した提案書 一式